

住宅用家屋証明申請書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明の申請をします。

年 月 日

福崎町長 様

申請者 住所
氏名
申請者代理人 住所
氏名

所在地	
家屋番号	
建築年月日	年 月 日
取得年月日	年 月 日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落
申請者の居住	(1) 入居済 (2) 入居予定
床面積	1階 2階
構造	
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅

添付書類

法第72条の2関係 次のa～dのうちいずれか。{a. 確認済証及び検査済証 b. 登記事項証明書(※) c. 登記完了証 d. 登記済証} 住民票の写し(未入居は申立書と現住家屋処分方法確認書類も添付) 家屋未使用証明書(未使用の場合) 取得にあつては、譲渡証明書等も添付してください。

法第73条関係 登記事項証明書(※) 売買契約書又は売渡証書等 住民票の写し(未入居は申立書と現住家屋処分方法確認書類も添付)

※インターネット登記情報提供サービスの照会番号及び発行年月日が記載された書類可

※認定長期優良住宅の場合: 上記書類と別に認定長期優良住宅の申請書(第1号様式)の副本及び認定通知書(第2号様式)の(写)

※認定低炭素住宅の場合: 上記書類と別に認定低炭素住宅の申請書(様式第5)の副本及び認定通知書(様式第6)の(写)

※抵当権設定登記の場合: 上記の必要書類に加えて、金銭消費貸借契約書等の債権の確認ができる書類が必要です。